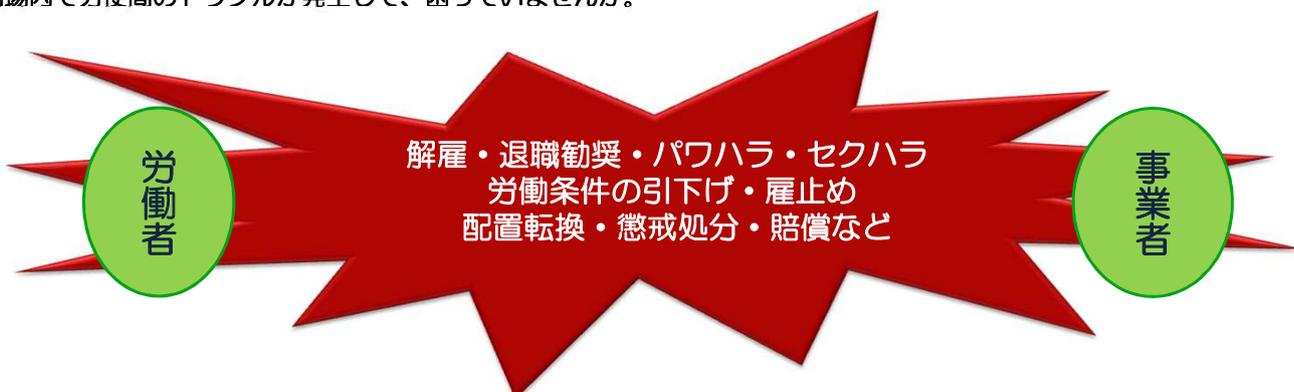


職場での労使間のトラブルでお困りの労働者、事業者の皆様へ

鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 参加機関からのご案内

1 職場内で労使間のトラブルが発生して、困っていませんか。



2 解決に向けた相談ができる機関があります（労働者・事業者いずれの立場の方も利用可能です）。

①行政機関

機関名	制度概要	手数料	備考
鹿児島労働局 雇用環境・均等室 (国の機関)	労働相談	無料	●予約不要 ●利用時間 月～金 8:30～17:15 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
鹿児島地方法務局 (国の機関)	人権相談	無料	同上
鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課 (県の機関)	労働相談	無料	●予約不要 ●利用時間 月～金 9:00～12:00, 13:00～17:00 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
生活・就労支援センター かごしま (市の機関)	労働相談	無料	●鹿児島市民に限る ●予約不要 ●利用時間 月～金 8:30～17:15 (祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

②行政機関以外

機関名	制度概要	手数料	備考
鹿児島県弁護士会	常設有料法律相談	1回 5,000円 (税別)	●弁護士へ依頼する場合の費用は、各弁護士によって異なる。(法テラスによる費用立替制度が利用可能な場合もあり)
	労働者のための無料法律相談	初回1時間無料	●労働者のみご利用いただけます。(事業者はご利用いただけません。) ●同一内容での相談の場合、1度だけの利用となります。2回目以降の相談は、担当弁護士に御確認ください。
法テラス鹿児島 (日本司法支援センター 鹿児島地方事務所)	情報提供	無料 (電話の場合、通話料は利用者負担となります。)	●利用者についての条件なし ●利用時間 面談 1回30分 電話 1回15分程度
	法律相談 (法律相談援助)	無料	●資力要件あり (経済的に苦しい方のみ利用可) ●利用時間 1回30分
鹿児島県社会保険労務士会	労働相談	無料	●電話相談●面談相談(要電話予約) ●利用時間 月～金 9:00～17:00 ただし、火・木曜日は19:00まで 第3土曜日 13:00～17:00

(裏面に続きます。)

【ご注意ください】

このリーフレットには、それぞれの手続きの全ての特徴が記載されているものではありません。トラブルの内容によっては、希望する手続きを利用できなかったり、他の相談窓口をご案内する場合があります。もっと詳しい情報を知りたい方は、パンフレット(11頁の冊子)をご覧ください。パンフレットは、インターネット上(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou/annai.pdf)にも掲載されているほか、各窓口にて配布しています。

3 紛争解決に向けたシステムがあります（労働者・事業者いずれの方も利用可能です）。

①紛争解決を援助するシステム

機 関 名	制 度 概 要		手続の有無 (手続の書面等)	費 用 (要求額50万円の場合)	備 考
鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ※雇用の分野における障害者に対する差別・合理的配慮の提供に関する紛争に対する助言、指導又は勧告及び調停については、鹿児島労働局職業対策課が窓口になります(Tel 099-219-8712)。	助言・指導	労働局の職員が公平・中立な立場から紛争解決に向けてのアドバイスを行い、紛争当事者の話し合いによる解決を促す制度	有 (書面は不要)	無 料	●強制力のない任意の制度であるため、相手方が制度に参加しない、あるいは参加により制度を運用しても、主張の隔たり等により解決に至らない場合は、処理終了となります。
	あっせん	鹿児島紛争調整委員会において、指名されるあっせん委員（弁護士）が、紛争当事者の合意形成に向けて主張の調整等を行い、紛争の解決を図る制度	有 (あっせん申請書)		
	紛争解決援助	労働局職員が、男女雇用機会均等法・育児・介護休業法・パートタイム労働法に関する労使間のトラブルを法に忠実かつ客観的な立場から、当事者双方の意見を尊重しつつ、法の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示することによりトラブルの解決を図る制度	有 (書面は不要)		
	調停	調停委員が、当事者である労働者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度	有 (調停申請書)		
鹿児島県労働委員会	あっせん	専門的知識を持った経験豊かな委員（公労使三者構成）が間に入り、労使双方の主張を丁寧に聴き解決策の検討を行い、助言や説得によりお互いの歩寄りを促し、話し合いによる紛争の解決を図る制度	有 (あっせん申請書)	無 料	●任意の制度 (強制力なし)
鹿児島県弁護士会	ADR (紛争解決センター)	弁護士が、公平・中立な立場で、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによるトラブル解決のあっせんをします。原則として2～3回の期日、3ヶ月以内の早期解決を目指します。	有 (申立書)	法律相談料: 30分 5,000円 申立手数料: 20,000円(定額) 成立手数料: 50,000円(解決額による) (成立手数料は、原則として当事者で折半) ※費用はいずれも税別	●任意の制度 (強制力なし)
鹿児島県社会保険労務士会	社労士会労働紛争解決センター鹿児島	主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん員）が、職場のトラブルの当事者双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。	有 (申立書)	申立て手数料 3,000円(税別)	●任意の制度 (強制力なし)

②司法による解決システム

機 関 名	制 度 概 要		手続の有無 (手続の書面等)	費 用※ (要求額50万円の場合)	備 考
鹿児島地方裁判所 (支部・管内簡易裁判所を含む。)	労働審判	原則3回で審判 (地方裁判所本庁のみ)	有 (簡易裁判所の申立関係書類の一部は窓口にあります)	7,000円程度	●調停による解決あり ●異議申立てにより訴訟へ移行
	民事調停	話し合いによる解決 (簡易裁判所)		3,000円程度	
	仮処分 (地位確認・賃金仮払い等)	判決までの仮の措置 (140万円以下は簡易裁判所)		5,000円程度	●和解による解決あり
	訴訟 (少額訴訟を含む)	判決等による解決 (140万円以下は簡易裁判所) (少額訴訟は簡易裁判所のみ)		11,000円程度	●判決等により判断 ●和解・調停による解決あり

※ 申立手数料（収入印紙）及び郵便切手の金額です（弁護士に依頼する場合は別途弁護士費用がかかります）。

4 各機関の連絡先は次のとおりです。

機 関 名	担当部署名	所 在 地	電 話 番 号
鹿児島労働局	雇用環境・均等室	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239
鹿児島地方労務局	人権擁護課	鹿児島市鴨池新町1-2	099-259-0684
鹿児島県労働委員会	総務課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
鹿児島県	商工労働水産部 雇用労政課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3188
生活・就労支援センターかごしま		鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所 東別館1階	099-803-9521
鹿児島県弁護士会		鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
日本司法支援センター鹿児島地方事務所 (法テラス鹿児島)		鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6階	050-3383-5525
鹿児島県社会保険労務士会	社労士会労働紛争解決センター鹿児島	鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階	099-257-4823
鹿児島地方・簡易裁判所	民事部	鹿児島市山下町13-47	099-222-7121 (代表)

鹿児島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

国、県、民間の11関係機関等によって構成され、個別労働紛争の解決の促進を図るため連携を図っています。事務局は、鹿児島労働局雇用環境・均等室です。